

(案)

# 委 嘱 状

様

貴殿に姫カツコンソーシアムが主催する  
の指導員を委嘱します。

なお、委嘱内容の詳細は別途委嘱契約書のとおりとする。

委嘱期間 令和8年 9月 1日 ~ 令和9年 3月 31日

令和8年 9月 1日

一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構  
理事長 甲良 佳司

## 委嘱契約書（案）

姫カツコンソーシアム事務局である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構(甲)と\_\_\_\_\_ (乙)は、甲が実施する事業の指導等（以下、「本件業務」という）の委嘱に関し、以下のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結する。

### 1 所属姫カツクラブ名

クラブ名称：\_\_\_\_\_

※所属姫カツクラブの活動日程・場所については、別途甲と乙で協議の上決定する。

### 2 本件業務内容

(1) 甲は、乙に対し、以下の業務を委嘱する。

- ア 参加者の健康チェック・安全管理
- イ 技術指導等の実施
- ウ 大会、練習試合等の引率
- エ 用具、施設の点検、管理
- オ 事故発生時の初期対応(応急処置、保護者等関係者への連絡)
- カ 活動実績の報告・提出
- キ 年間、月間の活動計画の作成
- ク 各指導者の従事実績の管理及び報酬の請求に関する事務の取りまとめ並びに報告（代表指導者）
- ケ その他クラブ活動の実施、クラブの管理運営に必要な事項

### 3 報酬

- 1 甲は、本件業務の実施にあたり、活動1回（3時間程度）につき4,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を乙に支払う。なお乙からの申し出がある場合、報酬の支払を辞退することができる。
- 2 姫カツクラブ共通規約（以下、「規約」という）別表1に定める大会へ引率し、かつその従事時間が1日（概ね6時間以上）にわたる場合は、活動1回につき大会引率報酬9,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を乙に支払う。
- 3 家島諸島での指導については、規約第30条第4項のとおり別途交通費相当を支給する。
- 4 報酬の支払対象となる活動回数は、年間で合計30回を上限とする。なお、この上限回数は指導者個人の従事回数ではなく、当該クラブにおける活動総数を指すものとする。
- 5 大会引率報酬（9,000円）の適用は、年間7回を上限とし、報酬の支払対象となる年間活動上限回数である30回に含まれるものとする。
- 6 各クラブにおいて報酬の支払対象となる指導者数は、当該クラブに所属する参加者数に応じて決定するものとし、その詳細は規約別表2に定めるところによる。
- 7 乙は、報酬支払にあたり、報酬等における支払調書作成及び源泉徴収票作成のため、個人番号（マイナンバー）と本人確認書類を甲に提供するものとする。

### 4 全体

- 1 規約をよく理解し、遵守すること。
- 2 本契約の規定に関する解釈の疑義、又は規定に定めのない事項については、関係諸法令及び商慣習によるほか、信義誠実の精神に基づき協議を行い解決するものとする。

令和8年9月1日

(甲) 姫カツコンソーシアム事務局  
姫路市飾磨区三宅一丁目196番地  
一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構  
理事長 甲 良 佳 司

(乙) <住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_

## 誓約書

私は、姫カツクラブの指導者の委嘱にあたり、以下の事項を誓約いたします。

- 1 規約を遵守し、誠実に姫カツの指導者として従事いたします。
- 2 本契約の遂行により知り得た参加者の技術上又は営業上その業務上の一切の情報を、委嘱契約満了後も第三者に開示又は漏洩いたしません。
- 3 私は姫路市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員でなく、また同条例に違反する行為を行いません。
- 4 本契約条項及び本誓約書の内容に違反したことにより、委嘱契約が解除された場合でも異議申し立てや損害賠償請求を行いません。

以上の内容を遵守することを誓約し、署名いたします。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(署名) 氏名 \_\_\_\_\_